

佐久市障害福祉サービス事業施設
「浅科ふれあいホーム」の民間活用に関する
サウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和8年3月9日

佐 久 市
福 祉 部 福 祉 課

目 次

基本的な考え方	1
1 調査の目的	1
2 対象施設の概要	2
3 現行の管理運営状況	2
(1) 管理形態	2
(2) 指定管理者	2
(3) 指定期間	2
(4) 休所日	3
(5) 利用時間	3
(6) 職員	3
(7) 業務内容	3
4 サウンディングの内容	3
(1) サウンディングの対象	3
(2) サウンディングの項目（予定）	3
5 サウンディングの手続き	4
(1) 現地見学会・説明会（事前申込制）	4
(2) 質問事項の受付	5
(3) サウンディングの参加申込（事前申込制）	5
(4) サウンディングの日時の連絡	5
(5) サウンディングの実施	6
(6) サウンディング結果の公表	6
6 スケジュール	6
7 留意事項	7
(1) 参加事業者の取扱い	7
(2) 具体的な内容の決定	7
(3) 費用負担	7
(4) 提出資料の取扱い	7
(5) 追加対話への協力	7
(6) 参加除外条件	8
8 別紙・参考資料	8
9 申込先・問合せ先	8

佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」の 民間活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

【基本的な考え方】 ～さらなる民間活用の推進に向けて～

佐久市では、4次に渡る「佐久市行政改革大綱」に一貫して民間活力の積極的な活用を位置付け、市と民間との適切な役割分担のもと、様々な分野で民間活力を導入し、市民サービスの向上と業務の効率化に努めてまいりました。

この度、本取組を一段と進めるため、総務省による「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」や他自治体における導入実績等を踏まえ、更なる民間活用が可能な業務を洗い出すとともに、障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」の運営方法について、「サウンディング型市場調査※1」等の手法により、期間を定めて事前検証を行い、民間のノウハウの活用によるコスト削減やサービスの向上等の面での効果を見定めることとしました。

（※1）サウンディング型市場調査とは…

公有財産の活用や民間活力の導入などの取組を決定する前段階で、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるため、公募により民間事業者との直接対話を行い、取組内容、公募条件等に関する整理を行うもの。

市にとっては、事業検討に向けた市場性の有無やアイデアを把握でき、民間事業者にとっても、自らのノウハウ等を取組に反映し参入しやすい環境にしていけるなどのメリットがある。

1 調査の目的

佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」につきましては、平成3年に旧浅科村共同作業所として（現在の塩名田区生きがいセンターにおいて）開所。その後、平成9年3月に現在地へ移転整備を行ない、平成9年4月1日に「浅科村ふれあいホーム（精神障害者小規模作業所）」として開所しました。

平成19年4月に「地域活動支援センター」へ移行し、行財政の効率化と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設運営が図られてきました。その後、平成22年4月に就労継続支援B型事業所へと移行しました。

このような中、令和3年に改定した「佐久市公共施設等総合管理計画」においては、当該施設の今後のあり方について、「指定管理者制度を導入し、民間活力によって施設運営の効率化を図っていますが、事業期間の終了時期に合わせて施設のあり方を見直し、民間事業者への移管の可能性について検討」することと定めています。

こうしたことから、さらなる民間活用を推進するため、当該施設について、民営化（譲渡又は貸付け）することとして公募した場合の関心度、実現性の高い公募条件の整理、費用対効果等、様々な視点から調査を行い、民営化することの妥当性や有効性を見定める必要があると考えます。

そこで、民間事業者との「対話」を通じて、幅広く意見、提案を求めるため、佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」の民営化について、以下のとおりサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

（※サウンディングは、あくまでも調査が目的であり、実際に施設の管理運営を行う契約等の相手方を選定するものではありません。）

2 対象施設の概要

所在地	佐久市塩名田 548 番地 5
建物等の概要	建物名称：浅科ふれあいホーム 開設日：平成3年4月1日 定員：20名 構造等：木造平屋建て 階数：地上1階建て 延床面積：316.74㎡ 施設構成：事務室、作業訓練室(2室)、休養室、ミーティングルーム、ケースワーク室、食堂、更衣室(男女各1室)、障がい者用トイレ(男女各1室)、その他共有部
敷地面積	1,196.00㎡

3 現行の管理運営状況

平成19年4月に行財政の効率化と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入し、今日に至るまで17年間に渡って指定管理者による施設運営が図られてきました。

- (1) 管理形態 指定管理
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会
- (3) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 休 所 日

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- ウ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(5) 利用時間 午前 9 時から午後 4 時まで

(6) 職 員

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 60 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 25 年長野県規則第 13 号）を満たすとともに、安定的かつ十分な支援を実施するための職員を配置

(7) 業務内容

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援（B 型）事業の業務に関すること
- イ 施設及び設備の維持管理の業務に関すること
- ウ 上記に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、佐久市長のみの権限に属する事務を除き、佐久市長が必要と認める業務

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

対象施設を取得し、又は借受け、障害者総合支援法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援（B 型）事業等の実施を検討している事業者で法人格を持つもの

(2) サウンディングの項目（予定）

民営化することとして公募した場合の関心度、別紙 4「公募条件の概要（素案）」に対する意見及び施設の有効活用やサービス向上に向けた提案等について御意見を伺う予定です。なお、具体的な項目は、以下のとおりです。

- ア 民営化に係る運営事業者を公募した場合の関心度
- イ 「運営事業者の条件」に対する意見

- ウ 「民営化後の運営に関する条件」に対する意見
- エ 「財産に関する条件」に対する意見
- オ 「その他の条件」に対する意見
- カ 施設・設備の有効活用に向けた提案
- キ サービスの充実に向けた提案
- ク 民営化に際しての要望事項（ハード面）
- ケ 民営化に際しての要望事項（ソフト面）
- コ 懸念される事項
- サ その他（自由提案）

5 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会・説明会（事前申込制）

当該業務の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を開催します。

参加を希望される事業者は、申込受付期限までに次の申込先へ、参加者の氏名、所属事業所・部署名（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、FAX又は電子メールにて御連絡ください。

なお、件名には【「浅科ふれあいホーム」民間活用に関するサウンディング現地見学会・説明会参加申込】と記載してください。

ア 申込受付期限

令和8年3月18日（水）午後5時

イ 申込先

「9 申込先・問合せ先」のとおり

ウ 実施期間

令和8年3月24日（火）から3月25日（水）までの期間に実施するものとし、現地説明会・見学会への参加申込みのあった事業者の担当者宛に具体的な日時を電子メールにて連絡します。

エ 所要時間

1事業者当たり60分を目安に実施します。

オ 集合場所

全日程とも佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」
エントランスホール（佐久市塩名田548番地5）

カ その他

- ・現地見学会・説明会に参加しなくても、サウンディングに参加することは可能です。

- ・参加事業者同士が顔を合わせることが無いよう、現地見学会・説明会は事業者毎に個別に実施します。
- ・申込多数により、上記期間中に日程を設定することが困難となった場合は、上記実施期間以外に日程を設けるか、市が別に定める基準により参加者を選定させていただくことがあります。

(2) 質問事項の受付

ア 質問方法

サウンディングへの参加に当たり、当該業務の概要について、不明な点等の質問を受け付けます。

別紙2「質問票」に記入の上、FAX又は電子メールにより提出してください。

なお、質問票の提出後には、必ず「9 申込先・問合せ先」に電話にて、質問票を提出した旨の連絡を行ってください。

イ 受付期限

令和8年3月27日(金)午後5時

(土曜日、日曜日、休日を除く。受付期限後の質問は、受け付けできませんので、御注意ください。)

ウ 回答方法

令和8年4月6日(月)までに、質問者へFAX又は電子メールにより直接回答するとともに、佐久市ホームページ上で閲覧に供します。

(3) サウンディングの参加申込(事前申込制)

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、件名を【「浅科ふれあいホーム」民間活用に関するサウンディング申込み】として、「9 申込先・問合せ先」へFAX又は電子メールにて提出してください。

ア 申込受付期限

令和8年4月8日(水)午後5時

イ 申込先

「9 申込先・問合せ先」のとおり

(4) サウンディングの日時の連絡

サウンディングへの参加申込みのあった事業者の担当者宛に具体的な日時を電子メールにて連絡します。

(5) サウンディングの実施

ア 実施期間

令和8年4月22日（水）から4月24日（金）までの期間
全日程とも午前中（9:00～12:00の間）

イ 所要時間

1事業者当たり60分を目安に実施します。

ウ 場所

全日程とも佐久市役所7階 703会議室

エ その他

- ・サウンディングの実施に当たっては、別紙3「サウンディング調書・提案書」に基づき、対話をさせていただきますので、サウンディング当日、別紙3「サウンディング調書・提案書」を5部御提出ください。
なお、回答できない項目等がある場合は、記載を省略いただいても構いません。
- ・説明の補足に必要な資料等を御用意される場合は、サウンディング当日に5部御持参ください。
- ・参加事業者同士が顔を合わせることが無いよう、サウンディングは事業者毎に個別に実施します。
- ・申込多数により、上記期間中に日程を設定することが困難となった場合は、上記実施期間以外に日程を設けるか、市が別に定める基準により参加者を選定させていただくことがあります。

(6) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果については、市ホームページ等により概要の公表を予定しています。

ただし、公表に当たっては、参加事業者の名称は公表しません。

なお、参加事業者のアイデアやノウハウに配慮し、サウンディング結果の概要の公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和8年3月9日（月）
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和8年3月18日（水）
現地見学会・説明会の開催期間	令和8年3月24日（火）から 令和8年3月25日（水）まで

質問事項の受付期限	令和8年3月27日（金）
サウンディングの参加申込期限	令和8年4月8日（水）
サウンディングの実施期間	令和8年4月22日（水）から 令和8年4月24日（金）まで
結果概要の公表	令和8年5月以降

7 留意事項

（1）参加事業者の取扱い

ア 本サウンディングへの参加実績は、業者選定における評価の対象とはなりません。

イ 対話内容は、今後導入に向けて検討する際の参考とさせていただきます。また、双方の発言等は対話時点での想定とし、発注方法及び仕様等を約束するものではありません。

（2）具体的な内容の決定

サウンディングにおける意見、提案等については、当該業務に関して民間活用の妥当性や有効性を判断するための検討材料として扱い、その後、他の要素も加えて市内部において効果検証を行い、方向性を決定します。

なお、検証結果によっては、民間活用を実施しない場合や事業の実施方法そのものを見直す場合があります。

（3）費用負担

サウンディングへの参加に関する書類作成、提出等に係る全ての費用は、参加者の負担とします。

（4）提出資料の取扱い

提出された資料の著作権は、それぞれの事業者に帰属しますが、エントリーシート、サウンディング調書・提案書、その他の提出資料につきましては、返却しません。

なお、提出された資料につきましては、本事業の目的以外に使用しません。

（5）追加対話への協力

本サウンディング終了後も、参加事業者に対し、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

(6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングの対象者として認められません。

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者である場合。
- イ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁固以上の刑に処せられている者がいる場合。
- ウ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号」に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

8 別紙・参考資料

- (1) 別紙 1 「エントリーシート」
- (2) 別紙 2 「質問票」
- (3) 別紙 3 「サウンディング調書・提案書」
- (4) 別紙 4 「公募条件の概要（素案）」
- (5) 佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」位置図
- (6) 佐久市障害福祉サービス事業施設「浅科ふれあいホーム」平面図
- (7) 浅科ふれあいホーム 指定管理者収支決算状況（令和 4 年度～令和 6 年度）
- (8) 施設の概要（利用実績、自主事業等）

9 申込先・問合せ先

▽本件に関する具体的な手続きや申込み、施設概要、現行の管理運営状況、公募条件等に関すること

- (1) 担当課 長野県佐久市福祉部福祉課
- (2) 担当 障害福祉係 浅川、町田
- (3) 住所 〒385-8501 長野県佐久市中込 3056
- (4) 電話 0267-62-3147（直通）
- (5) F A X 0267-62-2172
- (6) E-mail fukushi@city.saku.nagano.jp